

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

資材高騰、仕事がストップ、中小業者支援を直ちに

黒川支部役員会で山田支部長が1部の拡大を報告

4月20日（月）午後、山田支部長と坪井さんと豊田事務局が参加して黒川支部役員会を開催。支部総会の開催などについて話し合いました。この間、民商に寄せられたさまざまな相談について報告。なかには、「飛行機のマイレージが失効してしまう。ガラケーでは対応できない」との相談も。また、ホルムズ海峡封鎖の影響で、塗料やシンナーなどが注文しても入らず、多くの会員が困っている状況が報告され、「このままでは仕事をやめる人も出てくるかも」と深刻な状況に顔を見合わせました。事務局長から「あと4ポイントですが、読者や共済や婦人部の拡大でも、ぜひ」と言うと、山田支部長が、おもむろに紙を取り出し、「実は工場にヤクルトを持ってくる販売員の女性が、確定申告しているらしく、私に聞いてくれることがある。それで、6か月だけだけど、商工新聞を取ってもらおうことにしました」と報告。坪井さん、「わ～すごいね。その人も、色々聞ける窓口ができれば心強いと思うよ」と拍手。



労働保険に加入している建設業の事業主の皆さんへ

～これまでの取扱いと変わった点がありますのでご注意ください～

<所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等の労災保険を成立させる必要があります>

*参考

- ①土場・資材置き場等での整理作業や所属事業場施設内での作業
- ②見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④所属事業場の修繕作業



これまでは、事務所等労災の成立は、事務職や倉庫整理に従事する従業員がいる場合に必要とされていました。

ところが、厚生労働省・労働局・労働基準監督署の取扱いが変わり、土場や資材置き場での作業があり、それに従事する従業員がいる場合、事務所等の労災保険成立が必要となりました。

現在、ほとんどの建設業の事業主の方は、二元適用事業として、末尾5（労災保険）、末尾2（雇用保険）の番号を取得されています。建設業以外の従業員がいる場合に末尾6の番号を取得していましたが、今後は、現場以外で土場や資材置き場などでの作業を行う場合、末尾6の成立が必要となりました。

<労働者が特定の工事現場に付随しない業務で負傷（疫病含む）した場合は、事務所労災の保険関係（末尾6）で労災請求することになります>

支部総会に参加しましょう

- 【黒川支部】5/30（土）11：00～13：00（木曾路黒川店）
- 【守山西支部】5/23（土）11：30～13：00（サガミ守山大永寺店）
- 【守山東支部】5/23（土）19：00～21：00（浜木綿守山大森店）
- 【西支部】6/8（月）18：00～20：00（居酒屋あすか）

名古屋北部民主商工会第15回定期総会

節目となる総会です。1年間の活動をまとめ、新たな方針を決め、役員を選出します。代議員の皆さんの積極的な参加で総会を成功させましょう。

日時 **6月27日（土）** 19時～21時